

議第 1 1 7 号

簡易水道事業の呉市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

簡易水道事業の呉市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
ように定める。

簡易水道事業の呉市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する
条例

(呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例 (昭和 4 1 年呉市条
例第 5 0 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「, 簡易水道事業」を削る。

第 2 条中第 2 号から第 6 号までを削り, 第 7 号を第 2 号とし, 第 8 号を第 3 号
とする。

第 2 条の 2 中「簡易水道事業及び」を削る。

第 3 条第 2 項第 1 号イ中「2 4 0, 0 0 0 人」を「2 5 1, 4 0 0 人」に改め,
同号ウ中「1 0 5, 6 0 0 立方メートル」を「1 1 2, 1 0 0 立方メートル」に
改め, 同項中第 2 号から第 6 号までを削り, 第 7 号を第 2 号とする。

第 4 条の 2 を削る。

別表第 1 倉橋地区の項中「倉橋町鹿島下の一部」の次に「, 倉橋町宇和木の一
部, 倉橋町灘の一部, 倉橋町重生の一部, 倉橋町釣士田の一部, 倉橋町長谷の一
部」を加え, 同表に次のように加える。

下蒲刈地区	下蒲刈町下島の一部, 下蒲刈町三之瀬の一部
蒲刈地区	蒲刈町大浦の一部, 蒲刈町田戸の一部, 蒲刈町宮盛の一 部, 蒲刈町向の一部
豊浜地区	豊浜町大字豊島の一部, 豊浜町大字大浜の一部, 豊浜町大 字斎島の一部
豊地区	豊町御手洗の一部, 豊町大長の一部, 豊町久比の一部, 豊 町沖友の一部

(呉市水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 呉市水道事業給水条例 (昭和 3 5 年呉市条例第 1 0 号) の一部を次のよう
に改正する。

第 1 条中「(本市の経営する水道事業及び簡易水道事業をいう。)」を削る。

(呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部改正)

第 3 条 呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例 (平成 2 4 年呉市条
例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(本市の経営する水道事業及び簡易水道事業をいう。)」を削る。

第 4 条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項第 1 号中「前条第 1 項」を「前条」に改め, 同項第 2 号及び第 4
号中「前条第 1 項第 1 号」を「前条第 1 号」に, 「同項第 1 号」を「同条第 1 号」
に, 「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に, 「同項第 4 号」を「同条第 4 号」に改
め, 同条第 2 項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(野呂山専用水道給水条例の一部改正)
- 2 野呂山専用水道給水条例(平成16年呉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第25条の2中「第5条第1項」を「第5条」に、「同項第1号中「前条第1項」を「同条第1号中「前条」に、「第4条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項」を「第4条第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同条第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同条第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同条第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同条第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同条第6号中「1年以上、」とあるのは「6か月以上、」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同条第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同条第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えて適用する同条」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に、「同項第5号」を「同条第5号」に改める。

(提案理由)

簡易水道事業の呉市水道事業への統合に伴い、関係条例における所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。